

13 『左経記』長元元年（一〇二八）七月一日条

心誉僧都於「三井寺」、限「五七日」修「全剛童子法」、始「從今日」七  
 個日於「叡山」令「良明師供」「薬師」、料米三石一斗余、油二升一合、  
 此外五穀桶等物見送之、

経頼は五三歳で左中弁。翌年正月右大弁・藏人頭になる（『公卿補任』）。経頼は今日から、園城寺で心誉に除災・延命祈願のために三五日間金剛童子法を修させ、延暦寺で良明に七日間、除病厄難消除安息を祈る薬師供を行わせた。そのために経頼は「料米三石一斗余、油二升一合、此外五穀桶等物」を心誉と良明のもとに「見送」した。

この場合、『小右記』のときのように「見せ送る」かもしれないと考え込む余地はない。代物でも手形でもなく、米・油などの「現物」を送ったということである。実資と経頼の「見送」の用法が同じとは限らないが、『小右記』の「見送」の読み方はやはり「げんそう」、語義は現物を送る、でいいことにしておこう。

## 実資の実子、幼名観薬は良円か？

下向井 龍彦

藤原実資に、幼名を「観薬」という実子がいたことは、あまり知られていない<sup>1)</sup>。一方、実資の実子に権少僧都良円がいたことはよく知られている。小論は、この観薬が良円かもしれない、という可能性について検討するものである。

\*

『小右記』寛弘二年（一〇〇五）二月十日条に、

詣「町尻殿」、見「弁腹小童」、小時帰、

の記事がある。実資が「町尻殿」を訪問して、「弁」が生んだ実子の小童と会った。ほんの少し居ただけで帰った、という記事である（以下、本稿では『小右記』記事については典拠を示さない）。

町尻殿は長徳元年（九九五）に疫病で死去した七日関白道兼の邸宅であった。左京二条三坊五町の地である。同十一町にあった実資第小野宮の南西斜向かいあたり、道兼死後は、道兼妻で一条天皇の「宣旨」であった大藏卿藤原遠量女が住んでいたらしいという説がある<sup>2)</sup>。この説に従えば、町尻殿に住む「弁」は遠量女に仕えて宮仕えしていた女性ということになるかもしれないが、その根拠とされる『小右記』長徳三年（九九七）六月三日条にみえる「故宣旨」は実資の乳母で、六月三日はその忌日。長元三年（一〇三〇）六月三日条に「故乳母忌日、宣旨」とあり、「故宣旨」は道兼妻ではない。

ところで実資は永祚元年（九八九）七月十日、乳母の「宣旨」の病を「二条」に見舞い、長徳三年六月三日、「故宣旨」の遠忌の供養料として布・米を「二条」に送っている。この「二条」が町尻殿（二条殿）を指すとすれば、実資乳母「宣旨」は、長徳元年に道兼が亡くなるまでは町尻殿に道兼一家、遠量一家と同居していたということになる。しかしこの時期、実資が『小右記』に「二条」と書く場合、実資亡妻の源惟正女とともに暮らした小野宮第南東斜向かい二条三坊十三町の「二条家」である。「町尻殿」が道兼の「二条殿」を指す固有名詞ではなく、「町尻」にある邸宅というなら（『小右記』にはこの一個所しか所見はない）、かつて実資邸であり現在は道長のものになっている「二条家」も「町尻殿」でいいのかもしれない。しかしここでは「町尻殿」がどの第宅なの

かこれ以上の詮索はせず、「町尻殿」から「弁」の人物像をとらえることはあきらめる。町尻殿に住む「弁」は、道兼町尻殿なら遠量一家の関係者、二条家なら実資乳母「故宣旨」の関係者ということになるか。

「弁腹小童」に会った二ヶ月後の『小右記』寛弘二年四月十七日条にまた「弁腹小童」が登場する。ここでその名前が「観葉」であることがわかる。この日は賀茂祭の三日前に齋院が賀茂川で御禊をする齋院御禊の日であり、観葉は叔母の尼君（実資姉）に連れられて華やかな齋院御禊行列を見物したのであろう。実資は賀茂禊祭行事上卿であり、この日、御禊の上卿として齋院から御禊行列を送り出し、堀河辺以西で行列の様子を検分したが見物して帰宅した。帰宅後のことを実資は次のように記している。

余<sub>レ</sub>帰<sub>レ</sub>家後、左金吾愛子金石送<sub>レ</sub>之、依<sub>レ</sub>吉日<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>送也者、即資平与同車見物次、所<sub>レ</sub>来也、与<sub>レ</sub>道風手跡一卷、以<sub>レ</sub>資平<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>送也、归来云、金吾涕泣如雨、哀憐之甚、附属詞不可<sub>レ</sub>敢云者、弁腹小童觀<sub>レ</sub>藥自<sub>レ</sub>西殿<sub>レ</sub>送給也、即見返送、入夜詣<sub>レ</sub>西殿、深更帰、昨以往有<sub>レ</sub>触穢疑、仍所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>詣也、(寛弘二年(一一〇五)四月十七日条)

実資の帰宅後、公任が、ちょうど吉日というので「愛子」の童「金石」を実資のもとに送ってきた。実資の養嫡子資平（兄懐平の実子）が同車して賀茂祭御禊行列の見物に連れて行き、見物を終えてから来たのである。実資は「金石」に小野道風の書跡一卷を与え、資平に命じて「金石」を公任のもとに送り届けさせた。資平は帰ってきて「公任殿はさめざめと涕泣していました。愛子金石を手放すことを悲しく哀れに思う気持ち溢れ、愛子を父上に『附属』する口上を私に述べるときも、涙でほとんど言葉にならない様子でした」と告げた。この日は愛子を「附属」する儀礼だけだったから「愛子金石」は公任のもとに帰ったが、

やがて公任の手を離れ、実資邸に引き取られるのである。

同日、金石が帰った後であろう、実資実子の弁腹小童観葉が小野宮第の西隣、西殿に住む姉の尼君のもとから送られてきた。実資は、観葉とちよつと面会しただけで、すぐに西殿に送り返した。夜になって、実資は一人西殿を訪れ、夜中まで観葉と共に過ごして、帰宅した。昨日よりは、西殿に穢の疑いがあったので（実資は禊祭行事上卿の立場上、断じて穢に触れてはならなかった）、はやる気持ちを抑えて、訪問するのを我慢していたのであった。

実子を従兄弟に委ねる公任の哀憐と、実子と隠れるように逢わなければならぬ実資の悲哀。いずれも父の悲しみである。この「金石」と「観葉」は、以下の行論が正しければ、二三年ののち、権律師を競望する良海と良円であり、内供労では上藤の良海を出し抜いてさきに権律師に任じられるのは、良円の方であった。

観葉は西殿に常住しているのではなく、二ヶ月前には町尻殿の母のもとにおり、今度は数日間、父実資に会うために西殿に住む叔母の実資姉尼君のところ滞留していたのである。観葉はふだんはどこに住んでいたのだろう。あとで挙げる史料から、観葉は比叡山で稚児を務めていたと思われる。母弁の住む町尻殿にも叔母の尼君のもとにも一時的な滞在だったのである。『小右記』に観葉のことが三回しか出てこないのも、それゆえであった。

六年後の寛弘八年(一一〇一)十一月二十五日条に、

以大炊頭光榮<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>勸<sub>レ</sub>藥<sub>レ</sub> 編案カ □元服日時、明年正月廿六日、甲午、時戌二点、若亥二点、

とある。『大日本古記録』本寛弘八年十一月・十二月条（底本東山御文庫本第十二冊）は欠損が多く読みづらいが、二十五日条の「賀茂光榮に藥□の元服日時を勸申させたら、明年正月二十六日甲午、時は戌二点か亥

二点と勘申した」という記事は、どうみても我が子の元服である。養子資高（兄高遠息）は長和二年（一〇一三）正月二十六日に一五歳で元服しているから（『小右記』同日条）、この元服は資高のものではない（ただし何かの事情でまる一年元服が遅れたなら可能性がないわけではない）。またほぼ同時期（おそらく翌年）に同じく養子資頼（兄懐平息）が元服したらしいが、彼は幼名「助命」であると思われるから、葉□の元服は資頼のものではない<sup>③</sup>。この記事の、元服を前にした幼名を葉□とする実資の子息は、寛弘二年四月十七日条の「弁腹小童観菓」にあたると思われ、「令<sup>レ</sup>勤<sup>ル</sup>葉□元服日時」は「令<sup>レ</sup>勤<sup>ル</sup>観菓元服日時」の誤写であろう<sup>④</sup>。すると観菓の元服は、賀茂光栄の日時勘申通りに行われたとするなら、寛弘九年<sup>⑤</sup>長和元年（一〇一一）正月二十六日だったことになる。

実資実子良円の『小右記』における初見は長和三年（一〇一四）五月十八日条であり<sup>⑥</sup>、観菓元服の二年後である。元服してただちに出家させたとして、不自然ではない登場の仕方である。これまで『僧綱補任』の永承五年（一〇五〇）七月十八日入滅、六八歳、という記述から、出生は永観元年（九八三）と推算されてきたが、観菓が良円ならその生年はずつと遅らせなければならなくなる。

\*

さて、『朝野群載』（卷一七 仏事下）所収の次の文書に注目したい。

請<sup>レ</sup>延<sup>ル</sup>出家<sup>一</sup>

請<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>暫<sup>レ</sup>任<sup>ル</sup>衆望<sup>一</sup>、延<sup>ル</sup>観菓出家<sup>二</sup>状

右観菓、取<sup>レ</sup>相<sup>レ</sup>於<sup>レ</sup>童男<sup>一</sup>、観音分身勿<sup>レ</sup>疑、稟<sup>レ</sup>質<sup>レ</sup>於<sup>レ</sup>天女<sup>一</sup>、吉祥別願爰<sup>レ</sup>顕也、然則臥<sup>レ</sup>雲<sup>レ</sup>浪<sup>レ</sup>霞<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>客、展<sup>レ</sup>白<sup>レ</sup>眉<sup>レ</sup>於<sup>レ</sup>再<sup>レ</sup>願<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>間、念<sup>レ</sup>仏<sup>レ</sup>誑<sup>レ</sup>経<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>徒、開<sup>レ</sup>紅<sup>レ</sup>唇<sup>レ</sup>於<sup>レ</sup>一<sup>レ</sup>咲<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>後、爰<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>議<sup>レ</sup>定<sup>一</sup>、俄<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>家<sup>一</sup>云々、抑<sup>レ</sup>菩<sup>レ</sup>薩<sup>レ</sup>誓願、不<sup>レ</sup>必<sup>レ</sup>期<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>家<sup>一</sup>、以<sup>レ</sup>利<sup>レ</sup>生<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>前<sup>一</sup>、大<sup>レ</sup>聖<sup>レ</sup>威<sup>レ</sup>儀、不<sup>レ</sup>必<sup>レ</sup>廢<sup>レ</sup>俗<sup>レ</sup>形<sup>一</sup>、以<sup>レ</sup>化<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>宗、是<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>縱<sup>レ</sup>雖<sup>レ</sup>遺<sup>レ</sup>於<sup>レ</sup>首<sup>レ</sup>羅、四<sup>レ</sup>弘<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>月<sup>レ</sup>照<sup>レ</sup>頂、設<sup>レ</sup>雖<sup>レ</sup>着<sup>レ</sup>於<sup>レ</sup>朝

服<sup>一</sup>、三<sup>レ</sup>飯<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>珠<sup>レ</sup>繫<sup>レ</sup>胸<sup>レ</sup>矣、一<sup>レ</sup>人<sup>レ</sup>剃<sup>レ</sup>頭<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>期、日<sup>レ</sup>月<sup>レ</sup>暫<sup>レ</sup>廻、諸<sup>レ</sup>德<sup>レ</sup>燒<sup>レ</sup>瞳<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>思、烟<sup>レ</sup>火<sup>レ</sup>自<sup>レ</sup>銷、難<sup>レ</sup>抑<sup>レ</sup>血<sup>レ</sup>淚<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>輩、不<sup>レ</sup>堪<sup>レ</sup>懇<sup>レ</sup>念<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>至<sup>一</sup>、謹<sup>レ</sup>言、

長保三年十一月十八日

観菓という名の稚児の出家を延期するよう求める長保三年（一〇〇一）十一月十八日付け申状である。私にはなかなか難解であるが、おおよその意味をとってみよう。

稚児の観菓は「童男」の顔立ちをした観音の分身に疑いなく、彼の天女のような気立ては吉祥天が別願によって顕現したもののようである。だから修行中の僧侶たちは彼を見かけたらうっとり見とれ、念仏誑経をしようとする僧侶は彼の姿を目にすると思わず微笑んで念仏誑経をはじめるといふほど、彼は僧侶の間で心和ませる人気者である。聞くところによれば、にわかに関菓を出家させるといふ「議定」があったということだ。そもそも菩薩が一切衆生を救済すべく誓願したのは、必ずしも衆生を出家させることではなく、衆生の利益のためということであった。また修行者として生活するのに、俗人であることをやめる必要はなく、他者を感化することこそが肝要なのである。だから観菓は、たとえ俗人ではあっても私たちを照らす月のような存在であり、かりに俗服を着ていても仏に帰依する心に変わりはないのだから、剃頭出家の時期を延期してほしい。そうでなければ我々の修行への情熱は消えてしまう。このように観菓の出家を惜しむ我々の「血涙抑えがたい」願いをどうか聞き届けていただきたい。

以上が、観菓の出家延期を要請する「衆望」のおおまかな内容である。観菓は、厳しい修行に励む僧侶たちから可愛がられ、彼らの心に憩いを与えるアイドルのような稚児だったようである。私は、この観菓こそ、寛弘八年（一〇一一）に元服した実資実子観菓である、とみたいのである。冒頭で述べたように、『大日本古記録 小右記』（十一卷「藤原実資

年譜)も実資男観葉とみなして記事に採っている。

長暦二年(一〇三八)、天台座主の人選で紛糾していたとき、右大臣実資は我が子良円こそ座主にふさわしいと、孫の藏人頭資房に語った。そのなかで実資は「今良円從七歳住叡岳、久不染俗塵」と言っている(『春記』長暦二年十月二十二日条)。七歳で入山したという実資の記憶に誤りはないだろうから、叡山の僧侶たちから出家延期願いが出された長保三年(一〇〇一)が、かりに入山二年目で八歳とするならば、誕生は正暦五年(九九四)ということになる。『僧綱補任』で推算される誕生年永観元年(九八三)より一一年後の誕生になる。すると寛弘九年(一〇一二)正月二十六日の元服は一九歳、実資に会った寛弘二年には一二歳だったことになる。一一歳〜一五歳で元服していた当時の貴族社会の慣行からはかけ離れているが、叡山で長く稚児を務め僧侶たちから出家延期を望まれていた観葉だったら、このようなこともありうるのか、そもそも私が無理な推測をしているからか。

この申状は、中世の稚児の源流を考えるうえでも貴重な史料だと思われる。まずこの申状の提出主体、提出先は誰なのだろう。土谷恵氏によれば、中世寺院で生活する童は、僧侶の私的な生活の場である院家や房に所属していた。院家(房)内は、院(房)主を師とする公達(貴族子弟)・修学者という弟子僧と、「児」「中童子」「大童子」という稚児、侍・舎人・牛飼などの奉仕者で構成され、このうち「児」は公達に次ぐ序列と待遇を受ける貴族(や中下級貴族出身の房官僧)の子であり、数少ない特別な童であったという。

観葉が実資実子良円の幼名であるなら、この申状は、良円の師慶円(実資の母方の叔父)の房に所属する弟子僧たちが、房主慶円に宛てて提出した文書である。また実資実子観葉は中世の稚児の序列でいえば「児」に相当する特別な童だったということになる。また注目すべきは、房所属の「児」を出家させるかどうかは、房主だけの判断によるの

ではなく、房主と房所属の幹部僧による「議定」によって決定されていたことがわかり、房内「議定」に対して所属僧が申状によって異議申し立てをできたことも興味深い。

土谷恵氏によれば、中世院家(房)における「児」の役割は、朝廷仏事や儀式に出仕する師僧の行列にあつて、師僧の車のそばに華美な装束で供奉すること、師僧の側近に祇候して身辺雑用、陪膳・接客などの役を奉仕することであり、奉仕にあつて「児」は顔に化粧を施し髪は垂髪で華美な装束を身につけた。師僧の身辺奉仕のかたわら、「児」は行儀作法、外典(儒教経典)・詩歌・管弦など諸学芸などの厳しい修養が求められた。また師僧に対しては父子・君臣に擬される絶対服従が求められ、「その服従故に寢室にまで奉仕するのは当然の成り行きで」、父母のようにかわいがる「僧に対しても、同じ奉仕を強いられるのであった」。

この中世院家(房)における「児」の役割が、一世紀初頭の慶円房内の観葉のような稚児にまで遡ることができるのかはよくわからないが、観葉出家延期を請願する申状の内容からは、この時期の稚児たちも同様の装束・化粧で飾り、同様の役割を果たし、同様の修養を行っていたことが推測されるのである。

たとえば『権記』長保元年(九九九)七月二十八日条では、観修僧正房の「童子」と明豪僧都房の「童子」が闘乱し、僧正房「童部」が瓦礫を投げて僧都房を打ち破った。僧房には多くの童子が所属していたことがわかる。また『御堂関白記』寛仁二年(一〇一八)三月二十四日条では、二十二日に行われた頼通春日詣の準備過程で準備担当者豊原為時らが佐保殿の装束のために佐保殿預を呼び出したところ、本人は来ないで代理の侍法師を寄越してきた。為時らは撰政の命なく法師を呼び出すのはまずいと警戒して追い返したところ、「大童子」六、七人が来て為時らが侍法師を「搦打」つたと抗議し、法師五、六人がそのときの為時の放言に抗議した。ここでも興福寺別当林懐房に「六、七人」以上の「大童

子」が所属していたことがわかる。摂関期の高僧たちの僧房には中世と変わらぬ構成の稚児集団がいたことが推察されるのである。

高僧の行列についても同様であった。『小右記』長和五年（一〇一六）五月二十四日、去る十六日の諸寺別当定で興福寺別当に補任された林懐僧都が実資邸に慶賀を申すために来訪したが、実資物忌中のため門外まで来たところで退去した。その時の慶賀の行列は「前駆廿八人、相従車五両」という構成であった。同じく『小右記』寛仁三年四月二十四日条には「入道殿夜前参内、僧綱五人、御前僧四人、中童子二人、大童子十二人、二人長、旧隨身不<sub>レ</sub>着<sub>レ</sub>劍祇候、摂政以下家子供奉」とあり、受戒を前に参内した僧形の道長は、僧綱乗車五両・前駆僧四人・中童子二人・大童子二人・隨身・摂政以下家子のお供を従えていた。土谷氏が紹介した院政期<sub>レ</sub>鎌倉期の高僧行列と変わりはない。この中には化粧を施し稚児装束を着た「児」が何人も混じっていたことだろう。

さて中世稚児については師僧・僧侶との男色の面に興味が向きがちであるが、観葉を「観音」「吉祥天」に擬す弟子僧たちの関心にそのような指向性があるか、修りや読経のとき稚児姿の観葉が眼に入ると修行への意欲が高まるから出家を延期してほしいという弟子僧たちの願いは、より素朴で健康的な、アイドルへの憧憬のようなものを感じさせられる。

なお土谷氏が引く守覚法親王『右記』「童形等消息事」の「落飾の事。十七若しくは十九をもつてその年限を定べきなり」の記事は、「児」は一七歳から一九歳の間に出家させるといふものだが、観葉<sub>||</sub>良円が一七歳で元服して出家したとする私の上記の推算は、この規定にあてはまる。

\*

このように観葉を良円とした場合、良円の母や資平との年齢上の関係についての『大鏡』（実頼 五五）の記述と吉田氏らの推定との食い違いは解消される。『大鏡』には、

（実資）  
このおと<sub>ゞ</sub>の、御子なきなげきをし給て、我御甥の資平の宰相をやしなひ給めり、すゑに宮仕人をおぼしけるはらにていでおはしたる男子は、法師にて内供良円君とておはす、

とある。これによれば、①良円は、実資が資平を養子にしてからあとに生まれた、②良円の母は「宮仕人」すなわち御所勤めの女房であった、という。資平は寛和二年（九八六）生まれで、『僧綱補任』は、良円の長元元年（一〇二八）権律師補任時に四六歳としており、永観元年（九八三）生まれ、資平より三歳年長ということになり、『大鏡』の記述と矛盾する。これまでは『僧綱補任』の年齢が尊重され、物語である『大鏡』の記事は顧みられなかったが、観葉が良円なら、『大鏡』の記事が生きてくる。また観葉の母親の「弁」という名は、宮仕えの経験を語るものである。その時期、実資に愛され、正暦五年（九九四）ごろ、観葉<sub>||</sub>良円を生んだということになって、『大鏡』の記事と符合する。

以上の考察の結果、私は、実資実子幼名観葉こそ良円ではなかったかと推測してみたのであるが、ここまで積み重ねてきた考察を、無残に打ち砕く事実が立ちはだかる。すなわち、良円がはじめて『小右記』に登場する長和三年（一〇一四）五月十八日条には、

今日故殿御忌日、精進、不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>斎、<sub>（送脱カ）</sub>前物内供許、日来住<sub>二</sub>妙法蓮華寺<sub>一</sub>、

とあり、実資は祖父（養父）実頼の忌日の僧膳を妙法蓮華寺の住僧である実子の内供良円のもとに送り、代わりに齋食に奉仕させている。私の推測に従えば、良円は出家後二年、二二歳で内供になっていたことになるが、こういうことはありうるのだろうか。

また長和四年八月二十六日条には、

大僧正使懷源法師被<sup>（慶円）</sup>送<sup>（慶円）</sup>辞書案、其状有辞、大僧正職、以<sup>（慶円）</sup>内供良円可<sup>（慶円）</sup>被<sup>（慶円）</sup>任<sup>（慶円）</sup>律師之事、予答云、雖有前例、忽不可然、其故者、大和尚与<sup>（慶円）</sup>左相府、近日不和、必無許容、又良円事下官内々先達相府、随其氣色、可左右也、而不<sup>（慶円）</sup>經<sup>（慶円）</sup>案内被<sup>（慶円）</sup>奏<sup>（慶円）</sup>此状、相府計之有<sup>（慶円）</sup>所懷歟、就中良円法師非<sup>（慶円）</sup>宿老、又非<sup>（慶円）</sup>器、避<sup>（慶円）</sup>重職被<sup>（慶円）</sup>讓与<sup>（慶円）</sup>如何、更々不可<sup>（慶円）</sup>被<sup>（慶円）</sup>清書由、返々含<sup>（慶円）</sup>懷源了、

とある。実資は良円を律師に補任することについて左大臣道長に内々に打診していた。ところが実資の叔父であり良円の師僧でもある慶円が、道長に無断で大僧正職を辞して良円を律師にしたいと天皇に奏上しようとしていることに知った実資は、良円が「非宿老」「非器」であることを理由に慶円の辞任に待ったを掛けた。道長が、険悪な関係にある慶円の意向を知ったら邪魔をするだろうし、そうなれば自分と道長との関係が気まづくなりかねないと実資は思ったのであった。僧綱人事で良円が律師に任じられることはなかったが、出家して三年目（入山一四年目）、二一歳の良円が律師候補者になるということがありうるだろうか。

『僧綱補任』をめくってみると、この時期、摂関・大臣の子息の僧侶のなかでは、尋禪（師輔息）が律師を經ず権少僧都に直任したのが天延二年（九七四）三一歳、深覚（師輔息）が権律師に任じたのは長徳四年（九九八）四四歳、如源（公季息）が権律師に任じたのは寛弘元年（一〇〇四）三〇歳、静円（教通息）が権律師に任じたのは永承三年（一〇四八）三三歳、覚円（頼通息）が律師を經ず権少僧都に直任したのは天喜二年（一〇五四）二四歳、であった。これらの事例からみれば、大納言実資息が二一歳で律師候補者になるのはあまりに早すぎる。しかし実際に良円が権律師に任じたのは長元元年（一〇二八）であり、父実資は

右大臣、觀葉が良円なら三五歳ころであり、不自然ではない。

しかし律師候補者として名前が上がったのが出家三年目、二一歳は、どうみても早すぎる。これまで私がたどってきた考証の道は、どうやら迷い道であったようだ。良円は正暦五年（九九四）ごろ誕生した觀葉であるとの想定は、やはり間違いであったようである。すると振り出しに戻って「觀葉」の行方を追わなければならない。

このように悲観的なことを書いたあとで、別稿「公卿から『愛子』を『附属』される実資」（次号所収予定）を準備する途中、公任息で実資に「附属」された「金石」のその後を追跡していて、一縷の光明が差してきた。「金石」は実資に「附属」されたあと叔母太皇太后宮遵子に養育され俗名「当隆」を名乗り、出家して「任円」となり、さらに改名して「良海」となった。金石の生年は私の推算では長徳四年（九九八）前後であった。本稿で私は觀葉の生年を正暦四年（九九三）前後と推算した。金石より五歳前後年長である。ところが良海は、良円よりも内供奉十禪師の経歴において、先輩であった。『左経記』長元元年（一〇二八）十二月三十日条の僧綱召で「権律師良円、内供奉、越上（藤良海一也）とあるとおりである。良海は任円の初出は『御堂関白記』長和二年（一〇一三）五月四日条（『小右記』の初出は同年七月十一日条）、推算一六歳であった。良円の初出は長和三年（一〇一四）、推算二〇歳で内供に補されることがあるだろうかと、さきに書いたが、良海は任円は、良円より上臈であるから長和二年（一〇一三）にはすでに内供であった。出家後ときを經ずに内供に補されたと考えるべきである。それなら良円が二〇歳で内供補任は不自然ではない。ではなぜ五歳も年長なのに良円は内供奉において良海より下臈（後輩）なのか。それは良海が童殿上として出仕し元服ののち、一四、五歳で出家したのに対し、良円はながく稚児を務め、一九歳前後で元服して出家したからである。このように説明できる。

また通説どおり、良円の生年を永観元年（九八三）、長元元年（一〇二八）権律師補任時四六歳とすれば、良海（任円）が一五歳前後で内供になつていた長和二年（一〇一三）、良円は三二歳でまだ内供になつていなかったことになる。この年齢で良海より内供において下臈というのは不自然である。私の憶測は、首の皮一枚でまだつながつている。

## 註

(1) 大日本古記録『小右記』十一卷所収「藤原実資略系」は「男 童名観菓」をあげており、同「藤原実資年譜」長保三年（一〇〇一）十一月三日の項では「男観菓の出家を延ばさんことを請ふ。「朝」としており、小論で検討する『朝野群載』記事を実資男観菓とみている。

(2) 『小右記』長徳三年六月九日条。『平安京提要』「角川書店 一九九四年」二四頁

(3) 資高は元服八日後の長和二年（一〇一三）二月四日、『小右記』に登場する。資高の実父、兄の前大式高遠が実資邸を訪れ、気晴らしに（「為令遊蕩心情」）同車して白河殿に遊んだ。資平と資高が後に乗った、という記事で、資高元服を祝福する逍遙であろう。

資頼がはじめて登場するのは長和元年（一〇一一）四月五日条。実資はふだん外出しない退屈を紛らすために「水石風流之地」に、資頼の車に同車して見物に出かけた。触穢中の資平は別車で同道した。資高の場合と、退屈しのぎを口実に連れ出しているシチュエーションがよく似ている。このときの逍遙も、資頼元服を祝福するためのものである。

すると資頼元服は同年三月下旬ごろか。菓□の元服の二ヶ月後である。資頼一五歳の元服とするなら、資頼の生年は長保二年（一〇〇〇）ごろということになる。

(4) 前掲註(1)「藤原実資年譜」も寛弘八年十一月二十五日「男観菓

元服の日時を勘へしむ」とする。

(5) 横野廣道編『平安人名辞典—長保二年—』（高科書店 一九九三年）は、良円の初出史料として近江来迎院文書寛弘四年（一〇〇

七）七月三日靈山院過去帳（『平安遺文』一一巻補二六三号）をあげる。「靈山院釈迦堂毎日作法」にもとづいて正月一日から十二月三十日まで毎日当番僧を決めて釈迦堂供養をしている。各月の晦日は当番僧とともに内大臣家（公季）が当番になっていることが注目される。そのなかの五月十九日に「良円」の名があがるが、『小右記』初出の長和三年（一〇一四）五月十七日条まで七年間、『小右記』に全く姿を現さない。靈山院釈迦堂に結番した「良円」は別人と考えることはできないか。良海の名もこの過去帳にみえるが、任円⇨良海なら一歳、まだ童殿上で俗名「当隆」を名乗っていたころである。過去帳の良海も、任円⇨良海とは別人である。

(6) 実資の養子資高（兄高遠息）は翌長和二年（一〇一三）正月二十六日に一五歳で元服している（『小右記』）。この時期の貴族の元服年齢については、服藤早苗『家成立史の研究』（校倉書房 一九九一年）第四章「家と子供」第一章「古代子供論覚書—元服の諸相—」第二章「元服と家の成立過程—平安貴族の元服と叙位—」参照。

(7) 土谷恵「中世寺院の社会と芸能」第二部第四章「中世寺院の童と兒」、第六章「中世寺院の兒と童舞」（吉川弘文館 二〇〇一年）

(8) 平山隆円「日本仏教における僧と稚児の男色」（『日本研究』三四号 二〇〇七年）、小山聡子「寺院社会における僧侶と稚児—『往生要集』理解を中心として—」（『二松學舎大学論集』五〇号 二〇〇七年）、橋立垂矢子「稚児の性」（『東京女子大学紀要論集』六〇巻 二号 二〇一〇年）など。